

情報公開法についての意見

昨今の情報技術の進歩はめざましいものがあり、国においてもIT振興政策を執り行われてはいますが、インターネットを経由した公的機関等における情報公開には、かなりの不満がぬぐい切れません。

たとえば、静岡県では情報公開請求が県HP上よりできるようになっており、その後の対応もメールでやりとりしていただくことができましたが、実際に国においてはどの程度できるのかが不明であります。

もちろん、請求者本人の特定等の問題も付随してあろうかとは思いますが、一般的な意味での請求そのものはネット経由でも受け付けるべきではないでしょうか。

国が音頭をとってやっている方向性の中では、まず国そのものが情報技術を十分に活用し、国民の利益を図るまでの利用・運用をしていかねばならないでしょう。

現行法においては、そのような通信手段においての公開制度が整備されているとはいえない。

また、閣僚などの記者会見もほとんど情報が遅れて発信されていますし、その会見状況が国会のネット中継のように、配信されているわけでもなく、ましてやアーカイブとして公開されているわけでもありません。

請求者に対しての開示、という意味での情報公開も必要ですが、より大衆に向けた、そして恣意的な情報発信をする（これは致し方ないことでもあります）報道機関を介さないかたちでの情報開示が求められています。

それはつまり、国民が必要とする情報が適時に公開され、しかも請求しやすいという事が前提となってくるはずです。

法案整備そのものよりも、より踏み込んだ形での運用方法、実施方法について専門的な討議がなされ、それが具現化されるように望んでやみません。

みなさまがこの点で、多大の努力と改善を図ってくださることに、期待と御礼を申し上げます。